

資料4

ガレリアかめおか人材バンクの状況

亀岡市生涯学習推進審議会資料

ガレリア人材バンク利用実績表

年度	内容	講師
平成19年度	そば打ち体験	犬甘野営農組合
平成20年度	男の料理教室	八木美菜子
	オール電化イベント	江口はるみ(図工)、松山郁代(アロマ)
	懇親会・総会	熊野御堂ミサ子(マジック)
平成21年度	文化教養講習会	犬甘野営農組合
平成22年度	物づくり教室	大隅京子(押し花)
	夏休み子供会レクレーション	前田寿枝子(ステンドグラス)
平成23年度	職員健康学習	永田操(フィットネスウォーキング)
	実技研修会	前田寿枝子(ステンドグラス)
平成24年度	イベント	大沼光代(オカリナ)
	研修	森内裕子(カラーコーディネーター)
	敬老会	大沼光代(オカリナ)
	地蔵盆のお楽しみ会	熊埜御堂ミサ子(マジック)
平成25年度	教養講座開催	
	料理教室	
	講座開催	都智華子
	講座開催	坂田三千代
平成26年度	高齢者レクリエーション	岩崎千恵子、岸本容子
	歌唱指導	片山 映子
		吉村 信
	川開きセレモニーでの演奏	大沼 光代

年度	利用件数
平成19年度	1
平成20年度	3
平成21年度	1
平成22年度	2
平成23年度	2
平成24年度	4
平成25年度	4
平成26年度	4

ホーム > 人材バンク

人材バンク

ご利用の手引き

講師登録手引き

登録講師

 亀岡国際交流協会

ホーム

ガレリアニュース

託児ルーム

お問い合わせ

交通アクセス

主催事業

講座・イベント

三大シンポル講座

サンテープチコンサート

オカリナプロジェクト

行事カレンダー

イベントレポート

施設のご利用

施設紹介

利用料金

施設使用例

使用申込方法

ご使用上の注意事項

道の駅

物産市場「アトリオ」

レストランガレリア

イベント情報・ニュース

人材バンク

ご利用の手引き

講師登録手引き

登録講師

生涯学習事業助成金

人材バンク

外観写真と講習会資料の実績を公開して

ガレリアかめおか人材バンクは、絵画、書道、工芸など様々な分野において指導、相談などをを行う技能と意欲を持った方を講師として登録し、生涯学習活動をされる方に紹介する制度です。



人材バンクってなに?

ガレリアかめおか人材バンクは、これから生涯学習を始められる方と、自身の知識や技能を活かして活動の場を広げていかかる方をつなぐ、人材紹介システムです。

財団法人生涯学習かめおか財団は、生涯学習者の活動成果が、地域や次の学習者に反映される循環型生涯学習社会の実現を目指して、この人材バンクを設置し、事務局として運営しています。

どんな人が登録しているの?

ガレリアかめおか人材バンクでは、絵画、書道、工芸など、生涯学習に関する様々な分野において、指導、相談などをを行う技能と意欲を持った方を講師として募集し、登録しています。

どんな人が利用できるの?

子ども会で工作教室をしたり、友達同士でサークルを作りたいけど教えてくれる人がみつからない、どこに聞けばいいのか分からぬ方など。お住まいや、年齢、団体、個人による利用制限はありません。生涯学習をされる方全般が対象となります。

*講師派遣の可否については、事務局が審査を行います。

*日程調整等の打ち合わせは、講師と利用申請者に直接行っていただきます。

お電話でのお問い合わせ

お困りのことがございましたら
お気軽にお問い合わせください。

0771-29-2700

WEBからのお問い合わせ

お問い合わせ

[講師登録手引き](#)[講師登録手引き](#)[講師登録手引き](#)[人材バンク](#)

ホーム > 人材バンク > ご利用 の手引き

人材バンク

[ご利用の手引き](#)[講師登録手引き](#)[登録講師](#)

亀岡国際交流協会

ご利用の手引き

人材バンク会員講師の派遣を希望の方

ガレリアかめおか人材バンクに登録された講師の派遣を希望される方は、「[設置要綱](#)」をよくお読みの上、事務局(ガレリアかめおか総合事務所内)へお申し込みください。



対象

講師の派遣は、生涯学習を行う団体、または個人を対象としております。物品の販売や、特定の政治信条、宗教の助長等を目的とするものは対象外となりますので、ご了承ください。

申請者のお住まいや年齢による制限は設けておりませんが、必ず派遣に係る責任者(18歳以上)を決定し、申請書に明記してください。

また、申請に関する連絡担当者(申請者、責任者と同一でも可)を決定し、連絡先を申請書に明記してください。

派遣申請

講師派遣を希望される方は、派遣を希望する日(未定の場合は、想定される最も早い日)の20日前までに、申請書([利用申請書](#))に必要事項を記入の上、事務局(ガレリアかめおか総合事務所内)へ提出してください。

希望講師

申請書には、講師一覧の中から派遣を希望する講師を2人まで記入することができます。

※事務局が派遣を承認しても、日程調整や、必要経費等の打ち合わせ(申請者と講師が直接交渉)の結果、ご希望に添えない場合があります。

利用に関する打ち合わせ

事務局が派遣を承認した場合は、希望講師の連絡先を利用申請者にお伝えします。

日程調整や、必要経費等の打ち合わせは、申請者が講師と直接行っていただきます。

基本的に事務局による事前調整は行いませんので、ご注意ください。

また、事業の開催にあたり、講師と利用者、あるいは第三者との間に生じたトラブルにつきましては、講師と利用者の責任において解決していただきます。

※登録講師の連絡先は、個人のプライバシーに関わる情報です。

取り扱いには細心の注意を払い、本人の承諾がない限り、派遣を承認された目的以外には絶対に使用しないでください。

経費の負担

人材バンクを利用して行われる事業等に関する経費は、利用申請者にご負担いただきます。

実績報告

人材バンクを利用して講座等を実施された場合は、事業終了後すみやかに報告書([実績報告書](#))を事務局へ提出してください。

要綱・各種申請の閲覧、ダウンロード

設置要綱

- [ガレリアかめおか人材バンク設置要綱](#)

利用について

- [ガレリアかめおか人材バンク利用申請書](#)
- [ガレリアかめおか人材バンク事業実績報告書](#)

人材バンク 登録講師(H27.4.1~)

登録NO. H27.4.1~	名前	性別	ジャンル
1	ニシガキ ツトム 西垣 勉	男	絵画
2	ニシジマ カエン 西嶋 華園	女	書道
3	ミズエ フウカイ 水江 風海	男	書道
4	ニシワキ ヤスノブ 西脇 安信	男	木工/俳句
5	フジイ ホシヤウ 藤井 永祥	男	陶芸
6	フジイ ヒデジ 藤井 秀次	男	陶芸
7	ミタ スイキ 三田 翠嬉	男	いけばな
8	カミヤミチコ ケンキュウショ 神谷道子バレエ研究所 ダイヒョウ カミヤ ミチコ 代表 神谷 道子	女	ダンス
9	マツヤマ イクヨ 松山 郁代	女	健康
10	ナガタ ミサオ 永田 操	女	健康 フィットネスウォーキング・レクダンス
11	イワサキ チエコ 岩崎 千恵子	女	邦楽 箏、三弦
12	ハヤカワ コウサイ 早川 光菜	女	香あそび
13	タブチ キクセン 田渕 菊仙	男	書道
14	ノムラ ヤスヒサ 野村 泰久	男	クラシック バレエ
15	イシモト ミチエ 石本 三千恵	女	工芸
16	オクムラ はるみ	女	絵画 工芸
17	ウチダ リョウジ 内田 良次	男	パソコン
18	キシモト ヨウコ 岸本 容子	女	音楽
19	フジタ ひろみ	女	健康
20	ナガイ サイユウ 永井 彩遊 (永井 まゆみ)	女	手芸
21	イノウエ ミエコ 井上 美枝子	女	健康

22	ヤマダ アオイ 山田 葵	女	絵画
23	マエダ スエコ 前田 寿枝子	女	グラスアート
24	シンドウ ユタカ 進藤 裕	男	造形 粘土・木彫
25	ワダ ジュンイチ 和田 淳一	男	絵画 工芸
26	オオヌマ ミツヨ 大沼 光代	女	音楽 (オカリナ)
27	クマノミドウ ヨコ 熊埜御堂ミサ子	女	マジック
28	ムネヤマ ミスズ 心山 美鈴	女	健康
29	タニモト アキオ 谷本 曜雄	男	絵画 陶芸・その他
30	モリタニ マチコ 森谷 万知子	女	フラワー アレンジメント
31	ミヤコチカコ 都 智華子	女	健康 その他(アロマテラピー)
32	ヨシムラ マコト 吉村 信	男	パソコン
33	タケウチ トヨコ 竹内 豊子	女	書道
34	エンドウ シュウヘイ 遠藤 秀峰	男	絵画 工芸
35	キムラ シゲオ 木村 重雄	男	絵画
36	ソノケ 園家 文苑	女	書道
37	オオモリ ヒサツグ 大森 久嗣	男	音楽(オカリナ)
38	イヌカンノエイイク クミアイ 犬甘野営農組合 ハラダ ヒトシ 原田 斎	男	料理
39	ヤマダ イクロ 山田 郁代	女	音楽(歌・ピアノ)
40	オオスミ キヨウコ 大隅 京子	女	手芸(押し花)
41	タツトミ ヒロユキ 達富 弘之	男	その他(切り絵)
42	カタヤマ エイコ 片山 映子	女	音楽
43	ヤギ ミナコ 八木 美菜子	女	料理
44	ヨシダ チハル 吉田 知央	女	音楽
45	ハヤシスグル 林 聖	男	パソコン

46	山下 弥寿男 ハヤシ ヤスオ	男	書道(篆刻)
47	西田 章子 ニシダ アキコ	女	手芸
48	長尾 淳子 ナガオ ジュンコ	女	健康
49	岡本 佐知子 オカモト サチコ	女	語学(英会話)
50	徐 希寧 ソウ ヒ リン	女	語学
51	坂田 三千代 サカタ ミチヨ	女	その他
52	花と緑の会 ハナ ミドリ カイ		その他(園芸)
53	尾花 喜代美 オバナ キヨミ	女	健康
54	優悠写真同好会 ユウユウシャシンドウコウカイ ナカニシヤスオ 中西保夫	男	その他(写真)
55	森 泰隆 モリ ヤスタカ	男	その他
56	北條 美代子 ホウジョウ ミヨコ	女	手芸
57	こどもアトリエてくてく		その他
58	河島 秀法 カワシマ ヒデノリ	男	陶芸
59	坂本 洋 サカモト ヒロシ	男	料理(そば打ち)
60	白石 三四子 シライシ ミヨコ	女	その他(ステンドグラス)
61	亀岡文化交流協会 カメオカ ブンカ コウリュウオウカイ		その他
62	ベリーマキコ	女	絵画
63	ゆりえっと(大石里恵・村主夕加)	女	音楽

ガレリアかめおか人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ガレリアかめおか人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置及び運用に関する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 人材バンクは、生涯学習ニーズが多様化する中で、生涯学習に関する優れた知識や技能を持つ人材を講師として登録することにより、生涯学習指導者を発掘、育成し、また学習者各人の学習成果が次の学習者や世代に活用、反映される循環型生涯学習を実現することを目的として設置し、運用するものとする。

(事務)

第3条 財団法人生涯学習かめおか財団は、人材バンクに関し、事務局として次の各号の事務を行う。

- (1) 人材の登録、及び登録内容の変更、取り消しに関すること
- (2) 登録された情報の管理、及び提供に関すること
- (3) 登録された講師の派遣に関すること
- (4) その他、人材バンクの運用に必要なこと

(講師)

第4条 人材バンクの講師には、この制度の目的を理解し、生涯学習推進のため自らの知識及び技能を市民に積極的に提供する意思があり、下記の基準を満たす者が登録できる。

- (1) ガレリアかめおかの施設を利用して行われる講座において、継続して1年以上かつ年間10日以上指導した経験を有すること
- (2) その他、事務局が登録にふさわしいと認める者

2 人材バンクに登録した講師は、利用者及び事務局の要望に可能な限り柔軟に対応し、生涯学習活動の指導を誠実に行うこととする。

(講師登録の申請)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者は、事務局に登録申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 事務局は、前項の登録申請書を受けた場合、登録の可否を審査の上、その結果を申請者に通知し、登録を承認した場合は登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。

3 登録の有効期間は2年間とする。年度途中の登録については、当該期間の最終年度末日までとする。

(登録内容の変更・取消及び更新)

第6条 人材バンクの講師は、登録内容に変更のあった場合は、速やかに登録内容の変更届（別記第3号様式）を事務局に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録証の記載事項に変更が生じた場合、事務局は変更前の登録証の返還を受けた後、再交付を行なうものとする。

3 人材バンクの講師は、登録更新を希望する場合は、登録有効期限までに登録更新申請書（別記第3号様式）を事務局に提出し、登録を更新することができる。

4 前項の期日までに登録更新申請書が提出されない場合は、登録を取り消すものとする。

(登録の拒否及び取り消し)

第7条 事務局は、次の各号に該当する場合、講師登録を拒否し、又は既に承認された登録を取り消すことができる。

(1) 登録者から登録取消届け（別記第3号様式）により申し出があったとき

(2) 登録者が偽り、その他不正な手段により登録証の交付を受けたとき

(3) 登録、又は登録しようとする内容が物品の販売等の営利を目的としているとき、その他生涯学習と著しくかけはなれた事を目的としているとき

(4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき

(5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的としているとき

(6) 宗教上の教義を広め、儀式行為を行ない、及び信者を教化育成することを目的としているとき

(7) その他事務局が登録、又は登録を継続することが不適当と認めるとき

2 前項の規定により登録を取り消された者は、直ちに登録証を事務局に返還しなければならない。

(利用申請)

第8条 人材バンクに登録された講師の派遣を希望する者（以下「利用者」という。）は、申請を希望する日の20日前までに事務局に申請書（別記第4号様式）を提出し、事務局の承認を受けなければならない。

2 利用者は、派遣を希望する事業に関する責任者を決定し、申請書に明記しなければならない。

3 前項に規定する責任者は、18歳以上の者とする。

(講師派遣の拒否)

第9条 次の各号の一に該当する活動を行ない、若しくは活動を行なおうとする者から利用申請があった場合、事務局は講師派遣を拒否することができる。

(1) 物品の販売、その他営利を目的とする活動

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる活動

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とした活動

(4) 宗教上の教義を広め、儀式行為を行ない、及び信者を教化育成することを目的とした活動

(5) その他、事務局が不適当と認める活動

(経費の負担)

第10条 講師謝金、材料費、その他人材バンクを利用して実施される事業に関する経費については、利用者が負担するものとする。

(報告書の提出)

第11条 人材バンクから登録講師の派遣を受け、事業を開催した場合は、事業終了後すみやかに事務局に実績報告書（別記第5号様式）を提出するものとする。

(紛争の解決)

第12条 人材バンクから登録講師の派遣を受けて開催された事業において、紛争が発生した場合は、申請者と登録者が協議して解決することとし、事務局はその責を負わない。

(情報の管理)

第13条 人材バンクに登録された情報は、事務局がこれを管理する。

2 事務局及び講師、並びに利用者は、人材バンク運用上知り得た個人情報を、人材バンクの運用以外の目的で使用し、又は第3者に提供してはならない。ただし、本人の同意を得たときは、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱の運用に関し、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。